

年企発第0530001号
年運発第0530001号
平成15年5月30日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局

企業年金国民年金基金課長

(公 印 省 略)

運用指導課長

(公 印 省 略)

厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び
物納に係る要件・手続等について

本日付けで確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第239号)等が公布されたことに伴い、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)第111条及び第112条の規定による厚生年金基金から確定給付企業年金への移行(以下「代行返上」という。)の際の手続等を定めることとしたので、その実施及び指導に当たっては、以下の事項に留意して、適切に取り扱われたい。

第1 代行返上に係る手続等について

確定給付企業年金法の一部の施行期日を定める政令(平成15年政令第238号)により、平成15年9月1日(以下「施行日」という。)から、代行返上が可能となったところであるが、これに係る手続等については次のとおりとする。

1 標準的なスケジュール

- (1) 代行返上の認可等(法第111条第1項及び第112条第1項の認可並びに第111条第2項の承認をいう。以下同じ。)及び物納の許可(法第114条第1項の許可をいう。以下同じ。)に係る標準的なスケジュールは、別紙1「代行

返上に関する標準的事務処理」のとおりであること。なお、代行返上の認可等の申請から認可等までの標準処理期間は2ヶ月であるが、当該申請の内容を補正するための期間等により、さらに期間を要する場合がありますことに留意すること。

(2) 施行日前におけるスケジュールは以下のとおりとすること。

確定給付企業年金の規約の事前相談は、平成15年6月から地方厚生(支)局において受け付けることとすること。

物納に関する事前相談は、平成15年6月から厚生労働省年金局運用指導課及び年金資金運用基金企画部企画課において受け付けることとすること。

代行返上の認可等及び物納の許可の申請は、平成15年7月1日から行うことができること。なお、平成15年9月1日付で代行返上の認可等を受けするためには、遅くとも、平成15年7月31日までに当該認可等の申請を行うことが望ましいこと。

2 代行返上の認可等に係る手続

(1) 代行返上の認可等の申請について

代行返上の認可等の申請を行うためには、厚生年金基金において加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整理(以下「記録整理」という。)が仮完了している(厚生年金基金連合会における厚生年金基金が管理する記録と社会保険庁が管理する記録との突合の結果、不備がない)ことが必要であること。

代行返上の認可等の申請のうち、法第111条第1項の認可の申請を行おうとする場合は、同条第2項の承認の申請及び法第3条第1項第1号の承認の申請(規約型企業年金を実施することとなる場合に限る。)を同時に行うこと。また、法第112条第1項の認可の申請を行おうとする場合は、当該申請に係る申請書に確定給付企業年金の規約を添付すること。

の申請に当たり、「厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成9年3月31日年発第1682号)」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」の第4の基準を満たしている必要があるが、同第4において引用する同第2の2の(2)の加入員の同意については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第30条第1項の認可(以下「将来返上の認可」という。)を受けた厚生年金基金であって、当該認可の申請の際に、将来、確定給付企業年金に移行する旨の事業主、加入員、労働組合の同意を併せて得ている場合は、当該同意は代行返上の認可等の申請においても有効なものとして取り扱って差し支えないこと。この場合、当該有効なものとして取り扱った同意も含めて、代行返上の認可等の申請に係る代議員会の議決前1月以内現在における

加入員総数の4分の3以上の同意を得ている等の確認を行うこと。

(2) 代行返上の認可等の日

代行返上の認可等の日の属する月の翌月分以降の厚生年金保険法第132条第2項に規定する額に相当する給付（以下「代行相当給付」という。）は社会保険庁から支給されることとなるが、社会保険業務センターにおいて当該支給に係る処理（以下「額改定処理」という。）を行うためには、原則として、厚生年金保険法第36条第3項に定める支払期月の前月の4日までに厚生年金基金から社会保険業務センターに当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る記録（以下「データ」という。）の移管を行う必要があること。

このため、代行返上の認可等の日は、偶数月の場合は当月上旬まで、奇数月の場合は当月末日までとすること。

また、データ処理量に限度があることから、代行返上の認可等が一定の時期に集中しそうな場合は、当該認可等の日を調整することがあり得ること。

(3) 社会保険業務センターへのデータの移管

社会保険業務センターが行う額改定処理に要する期間等を考慮し、代行返上の認可等の後に行われる厚生年金基金による記録整理が完了していない場合であっても、当該認可等の日から2週間を経過したときは、その時点におけるデータを社会保険業務センターに移管すること。（ただし、平成15年9月中に認可を受けた場合は、平成15年10月10日までに移管することとする。）

(4) 代行返上に係る受給者等への周知

厚生年金基金は、受給者等に対し、あらかじめ、十分次の事項を周知すること。ただし、のイについては、厚生年金基金の記録整理の状況等を勘案し、各厚生年金基金の判断により必要に応じ周知することとしても差し支えないこと。

代行返上の仕組み等

代行返上の仕組み及び移行後の確定給付企業年金の内容

代行相当給付の支給及び支給遅延の可能性

ア 代行相当給付の支給

代行返上の認可等の日の属する月の翌月分から、代行相当給付が社会保険庁から支給されることとなること。

イ 代行相当給付の支給遅延の可能性

厚生年金基金の記録整理の状況等により記録整理の完了が遅延し、社会保険業務センターにおける額改定処理に間に合わず、代行相当給付の社会保険庁からの支給が遅れることがあり得ること。

代行相当給付の支払のための口座

代行返上前において、社会保険庁からの支払と厚生年金基金からの支払が別の口座に行われている場合、代行返上後においては、代行相当給付の支払は社会保険庁からの支払に係る口座に行われること。

代行返上に係る問い合わせ先

受給者等からの問い合わせ先については、各厚生年金基金（代行返上後は移行後の確定給付企業年金を実施する事業主、清算業務を行う厚生年金基金又は企業年金基金等）とすること。

第2 給付の取扱いについて

1 基本部分の上乗せの取扱い

法第111条第2項又は法第112条第4項の規定に基づき、厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の事業主又は企業年金基金は、当該権利義務の承継に係る給付のうち厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第23条第1号及び第2号に規定する方法により算定される額に相当する給付（代行相当給付を除く。）についても、当該給付を除く当該権利義務の承継に係る給付と同様に、法令に基づき規約で定めるところにより、年金に代えて一時金を支給することができること。この場合においては、次の(1)及び(2)に留意すること。

- (1) 当該権利義務を承継したときにおける加入者（受給権者等（確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第5条に規定する受給権者等をいう。以下同じ。）を除く。）について代行返上に伴い当該一時金を支給することを規約に定める場合であって、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」の第1の2の(2)に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。
- (2) 当該権利義務を承継したときにおける受給権者等について当該一時金を支給することを規約に定める場合にあつては、当該一時金の支給は、当該受給権者の選択により行われるものであること。なお、この場合において、保証期間等の設定等について、当該承継したときを給付の支給を開始したときとみなして差し支えないこと。

2 国から脱退手当金が支給されている者の取扱い

国から脱退手当金を支給された者に対し、厚生年金基金から老齢年金給付の支給を行っている場合、法令上脱退手当金を受給した者については、当該脱退手当金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る厚生年金基金からの給付は当該厚生年金基金の独自給付とし、代行返上後も引き続き基金から給付を行うこととし、当該期間は代行返上の対象とはせず、国からの給付は行われぬものであること。

第3 物納の取扱いについて

法第114条の規定による有価証券による物納については、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第82条から第88条及び確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第131条から第134条までに定めるもののほか、次に定めることによること。

また、要件審査及び物納に充てる有価証券の価額の算定は、年金局運用指導課の指示の下、年金資金運用基金において行うものとする。

1 物納の要件について

物納の要件は、次のとおりとする。

- (1) 物納に充てる有価証券（以下「物納有価証券」という。）の価額の総額の合計額が最低責任準備金の額を下回っていること。
- (2) 物納有価証券の種類は、国内株式及び国内債券とし、当該種別ごとに構成されたファンドが、令第87条第1項の厚生労働大臣が指定する日（以下「評価基準日」という。）において、次の要件を全て満たすものであること。

国内株式により構成されたファンド

- ア 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄の80%以上の銘柄で構成されていること。
- イ 令第86条の厚生労働大臣が指定する日（以下「移換日」という。）において、当該有価証券が、（株）証券保管振替機構により移換を行えること。
- ウ 銘柄ごとに単元株（証券取引所での取引単位）で構成されていること。
- エ 当該ファンドの推定トラッキングエラーが0.2%以内であること。

国内債券により構成されたファンド

- ア 年金資金運用基金が管理運用方針においてベンチマークに指定しているNOMURA-BPIを構成する銘柄で構成されていること。
- イ 当該ファンドの推定トラッキングエラーが0.2%以内であること。
- ウ 当該ファンドの金利感応度（修正デュレーション）と、NOMURA-BPIの金利感応度との差が、2%以下であること。
- エ 当該ファンドにおける国債等（国債、地方債及び政府保証債）の時価総額の構成割合と、NOMURA-BPIにおける国債等の時価総額の構成割合との乖離が、1%以下であること。
- オ 当該ファンドを構成する有価証券を次の残存年限区分ごとの時価総額の構成割合と、NOMURA-BPIにおける当該構成割合との乖離が、1%以下であること。

短期 1年以上3年未満

中期 3年以上7年未満

長期 7年以上

カ 金融債については、下表に掲げる格付機関のいずれか一つから、BBB格以上の格付を取得していること。また、事業債、円建て外債及びMBSについては、下表に掲げる印の格付機関のいずれか一つからA格以上の格付を取得していること。

(株)格付投資情報センター(R&I)

(株)日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ(Moody's)

スタンダード&プアーズ(S&P)

フィッチ(Fitch)

は、NOMURA-BPIの組入基準で定める格付機関

キ 当該ファンドの移換日において、振替又は移転登録が行えること。

ク 国債以外の国内債券にあつては、移換日において(株)債券決済ネットワーク(JBネット)を使用して移転登録が行えること。

(3) 推定トラッキングエラーの計測及び審査は、年金資産の運用において一般的に使用され、年金資金運用基金においても使用されているバーラ・ジャパン(株)社のモデルを使用すること。

国内株式の場合は、バーラジャパン(株)社のモデル(JPE3)を利用し、同モデル上の東証株価指数(TOPIX)に相当するポートフォリオが月次更新であるため、同モデル上に日々の東証株価指数と同一のポートフォリオを構築し、これをベンチマークとして推定トラッキングエラーを計測し、審査を行うこととしていること。

国内債券については、同モデル(Cosmos-Japan version 3.0.4)を利用し、同モデル上にNOMURA-BPIと同一のポートフォリオを構築し、これをベンチマークとして推定トラッキングエラーを計測し、審査を行うこととしていること。

(4) (2)国内債券のウからオの要件審査については、年金資金運用基金において具備しているモデル((株)野村総合研究所のプレアデス-BPIプラス)を使用することとしていること。

2 物納の許可の申請手続について

(1) 物納の許可の申請

最低責任準備金の一部を有価証券により物納しようとする厚生年金基金は、

物納許可申請書を代行返上の認可等の申請書と同時に、管轄する地方厚生（支）局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

物納許可申請書に記載する事項

ア 有価証券の価額については、物納許可申請書の提出日以前一週間以内に算定した物納有価証券の価額の総額を記載すること。

イ 有価証券を移換しようとする日については、代行返上の認可後、最低責任準備金額の確定等、物納に係る事務処理の状況を十分に勘案し記載すること。

物納許可申請書に添付すべき書類

ア 物納有価証券の種類別及び銘柄別の数等を記載した物納予定有価証券明細書及びこれらの事項等を収録した物納明細（CD-RW）を4部添付すること

イ 共同物納する場合であって、物納許可申請書に添付する按分率に関する合意書（規則第131条第1項第2号）については、按分率の桁数の合意まで含めたものとし、その合計が1となること。

ウ その他参考となる書類とは物納有価証券により構成されたファンドが、1の(2)に掲げた物納要件を満たしていることが確認できる次の書類であること。

・ 物納許可申請の提出日以前一週間以内に算定した推定トラッキングエラーの算出結果及び使用したモデル名称を記載した書類。

エ 共同物納する場合にあつては、共同物納をしようとする全ての厚生年金基金の名称及び所在地並びに代表となる厚生年金基金（以下「代表基金」という。）の名称及び所在地を記載した書類

要件審査等の事務処理を円滑に処理する観点から、物納有価証券の銘柄、数量等の情報を厚生労働省から年金資金運用基金又は年金資金運用基金の理事長が指定する者（以下「年金資金運用基金が指定する資産管理機関」という。）に提供することについての合意書を、極力提出されたいこと。

物納許可申請時において、物納有価証券により構成されたファンドが組成されていない場合にあつては、当該ファンドの組成時期、有価証券の種類、種類別の概算額及び施行規則第131条第2項第3号に掲げる指定金融機関の予定等を物納許可申請書に記載すること。

この場合にあつては、ア、イ、ウのア及びウの書類はファンド組成後、速やかに提出すること。

(2) 物納変更申請書の提出

当該物納変更申請書の内容に基づき、物納の要件審査を行うものであるこ

とから、物納変更申請時に提出された内容に基づき、改めて、物納許可申請書の内容並びに物納許可申請の添付書類を更新等のうえ提出するものであること。

物納の許可の申請後、法第113条第1項に規定する代行返上の認可等により解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した企業年金基金（以下「解散厚生年金基金等」という。）は、当該厚生年金基金の財産目録等に係る厚生労働大臣の承認（令第79条又は厚生年金基金令第44条に規定する承認をいう。以下、「財産目録等の承認」とする。）の通知日から30日以内に厚生労働大臣が評価基準日を指定することとしているため、同通知を受けた日から原則として10日以内に、物納変更申請書を地方厚生（支）局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

財産目録等の承認の通知を受けた日から10日以内に物納変更申請書が提出されない場合には、物納の許可の申請時の内容に基づき、物納要件を審査し、処分を決することがあり得ること。

変更申請書に記載する「受渡し可能な期間」については、受託機関における事務処理状況等を勘案の上、受渡事務に支障を生じないよう物納変更申請から11営業日以後の日を設定すること。

物納変更申請書には、権利義務の承継元である厚生年金基金の名称及び基金が企業年金基金に移行している場合には、当該企業年金基金の名称を記載すること。また、所在地及び連絡先に変更があった場合には、変更後の内容を記載すること。複数の基金による共同物納の場合において、その中に企業年金基金に移行している基金がある場合にも同様とする。

代表基金の所在地及び連絡先に変更があった場合には、変更後の内容を記載すること。

共同物納の場合において、按分率に変更がある場合には、変更後の按分率に関する合意書を添付すること。

(3) 共同物納の物納許可申請の取り下げ

共同物納の物納許可申請を提出した後、物納変更申請書の提出期限までの間に、やむを得ず諸事情により物納を行わないこととした厚生年金基金又は解散厚生年金基金等は、物納を行わない旨議決した理事会等の議事録を添付のうえ、議決日から3営業日以内に、物納申請を取り下げる旨の書類を管轄する地方厚生（支）局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

(4) データ内容等の事前確認

物納事務処理を短期間に円滑に進めるため、厚生年金基金又は解散厚生年金基金等は、物納変更申請の3週間以上前に、年金資金運用基金において物納明

細（CD-RW）等のデータ内容の確認を、極力行われたいこと。

3 評価基準日について

- (1) 物納に係る有価証券の価額を算定する基準日（以下「評価基準日」という。）は、財産報告書等の承認から30日以内であって、原則として物納変更申請書の受付日の3営業日後を厚生労働大臣が指定するものであること。また、物納許可の要件審査においても、同日の価額を用いること。
- (2) 年金資金運用基金は、物納変更申請書の受付後、直ちに、当該有価証券の移換先を解散厚生年金基金等に連絡すること。
- (3) 物納変更申請が一時期に集中した場合には、年金資金運用基金での審査状況及び資産管理機関の事務処理状況を勘案のうえ、財産報告書等の承認から30日以内であって、物納変更申請書の受付日から早期に指定するものであること。

4 物納有価証券の価額の総額の算定方法の詳細について

物納有価証券の価額の総額の算定方法は、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品に関する実務指針」に準拠したものであり、法令の解釈については平成15年5月30日年発第0530001号の年金局長通知によること。

物納有価証券の時価評価金額は次のとおり算定すること。

(1) 国内株式

証券取引所の当日終値

証券取引所の当日最終気配値

当日の 、 がない場合は、直近採用値

からの取り扱いについては、二以上の証券取引所に上場されている銘柄の場合は、直近3ヶ月間の日々の出来高を把握し、出来高が多い方を採用すること。

評価基準日が配当落ち日前であり、移換日までの間に配当落ち日がある場合は、証券取引所において公表される決算短信の予想配当金を控除する。当該決算短信がない場合は前年の配当実績額を控除すること。

ただし、移換日が、配当や増資など株主に各種権利が与えられることが確定する日以前にある場合には、株主として各種権利を享受できるため、最終売買価格からの配当又は権利の価格を控除することは要しないこと。

(2) 国内債券

上場債券

ア 証券取引所の当日終値

イ 証券取引所の当日最終気配値

ウ 当日の 、 がない場合は、直近採用値

エ 取引所において取引が成立しているものであっても、売買高が少量であるため、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による市場価格を用いること。

非上場債券

ア 日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値（平均）

イ 大和証券S M B C (株)、日興シティグループ証券会社、みずほ証券(株)、三菱証券(株)、ブルームバーグL.P.の5社が発表する「ブルームバーグ公社債基準価格」

ウ 日本経済新聞社、(株)金融工学研究所、野村証券(株)、(株)野村総合研究所の4社が発表する「債券標準価格(JS Price)」

及び により算出された価格に移換元で生じる未収収益を加算すること。

- ・ 原則として、未収収益は、直近の利払い日(利払い期の終期を含む。)から、評価基準日の3営業日後までの間の利息分とすること。
- ・ ただし、評価基準日から移換日の間に利払い日がある場合は、次のとおりとすること。

利 払 い 日	未 収 利 息 の 計 算 期 間
評価基準日から起算して4営業日までに利払い日がある場合	利払い日から、評価基準日から起算して4営業日までの利子を加算
評価基準日から起算して5営業日以降移換日までに利払い日がある場合	評価基準日から起算して4営業日から、利払い日までの利子を控除

(3) その他

物納許可書は、物納有価証券の価額の総額を算定した結果である「有価証券価格一覧表」を添付して、直接、解散厚生年金基金等に送付することとしていること。

5 物納有価証券の移換について

(1) 物納が許可された解散厚生年金基金等は、厚生労働大臣から送付される物納許可書に記載されている物納有価証券の移換日（解散厚生年金基金等が年金資金運用基金又は年金資金運用基金の指定する資産管理機関に物納する有価証券の受け渡しを行う日をいう。以下同じ。）を速やかに規則第131条第2項第3号に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）へ連絡すること。

(2) 物納有価証券の移換日は、原則として厚生労働大臣が物納を許可した日（以下「物納許可日」という。）から3営業日以内の日のいずれかを厚生労働大臣

が指定するものであること。ただし、物納移換日が一時期に集中する場合や、当該有価証券の移換停止期間に当たる場合などは、物納許可日から3営業日を超えた日を指定することがあること。

(3) 物納有価証券の移換の事務処理に当たっては、解散厚生年金基金等、指定金融機関、年金資金運用基金及び年金資金運用基金が指定する資産管理機関の当事者間で十分調整すること。

6 最低責任準備金に係る残額分の納付について

解散厚生年金基金等が納付する最低責任準備金のうち、現金による納付については、物納有価証券の移換日以後に社会保険庁から送付される納付書に基づき、納入告知期限までに指定された金融機関へ納付すること。

7 代表基金の役割

共同物納における各種の連絡調整は、厚生労働省年金局運用指導課並びに年金資金運用基金から代表基金に行うこととしており、代表基金は、共同物納しようとする他の厚生年金基金又は解散厚生年金基金等や資産管理機関との連絡調整を行うものであること。

8 生命保険会社における物納前の現物移管の取扱いについて

(1) 確定給付企業年金法第百十四条に規定する解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に当たって、保険業法附則第一条の十三の規定により生命保険会社から、物納前に行う物納の対象となる有価証券（国内株式及び国内債券。(2)及び(3)において同じ。）を当該解散厚生年金基金等に係る他の受託金融機関への移管（以下「物納有価証券現物の移管」という。(2)及び(3)において同じ。）に限り、有価証券現物による移管が可能となったこと。

ただし、生命保険会社は、通常の新規受託金融機関の採用や引受割合の変更に伴う受託金融機関間の資産の異動の際の有価証券現物による移受管は認められていないことから、厚生年金基金又は解散厚生年金基金等は物納有価証券現物の移管を行う場合は、下記の事項及び物納有価証券現物の移管である旨を明記した書面を生命保険会社に通知する必要があること。

- ・ 代行返上認可（予定）日
- ・ 物納有価証券現物の移管における当該有価証券の評価基準日
- ・ 物納有価証券現物の移管の実施日
- ・ 物納有価証券現物の移管対象銘柄、数量
- ・ 移管先となる受託金融機関
- ・ 物納実施予定日
- ・ 指定金融機関

(2) 解散厚生年金基金等において物納有価証券現物の移管を行うに当たっては、

移管の対象となる資産の範囲、具体的な移管方法等について移管元および移管先となる受託金融機関との間で十分に調整する必要があること。

- (3) 物納有価証券現物の移管を行うに当たっては、一時的であっても解散厚生年金基金等が物納の対象となる有価証券を保管した場合には、厚生年金保険法第130条の2及び確定給付企業年金法第66条に抵触するものであることから、解散厚生年金基金等が物納の対象となる有価証券を保管してはならないこと。

物納前の有価証券現物の移管に要する日数が資産の種類等により異なることから、ある程度の日数を要することが考えられるため、留意すること。

9 物納明細のデータ作成方法等について

厚生年金基金又は解散厚生年金基金等が提出する物納明細（CD-RW）のデータ内容及び提出スケジュール等は、別添「代行返上物納におけるデータ作成要領」のとおりであるので、これに基づき作成のうえ提出すること。

第4 各種申請様式等

代行返上の認可の申請等を行う場合にあっては、以下により申請するよう指導すること。

代行返上の認可の申請等は、別紙2「申請書類一覧」に掲げる書類によること。

前記において、次の書類については、様式6に掲げる書類「年金数理に関する書類」が添付されていること。

(ア) 給付の設計の基礎を示した書類

(イ) 掛金の計算の基礎を示した書類

(ウ) 代行返上の認可等の日における厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額及び厚生年金基金令第39条の3第2項に規定する額並びにこれらの明細を示した書類

規則第126条第2項及び第128条第2号に掲げる書類は、「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」の様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第3号の2によること。

法第111条第3項の規定に基づき解散したものとみなされた厚生年金基金に係る厚生年金基金令第44条の規定に基づく財産目録等の承認の申請等の書類又は確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第79条、第80条の規定に基づく財産目録等の承認の申請等の書類は、「厚生年金基金の解散等及び清算について」によること。この場合において、「厚生年金基金の解散等及び清算について」の第2の5の（3）に掲げる書類は不要であること。

法第112条第1項の認可の申請をする場合において、前記 に基づく書類のうち、次に掲げる書類は、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）」の様式C2 - ア、様式C2 - イ及び様式C3 - アから様式C3 - ウによること。

(ア) 給付の設計の基礎を示した書類

(イ) 掛金の計算の基礎を示した書類

物納許可申請及び物納変更申請書の様式は、様式7及び様式8によること。

第5 その他

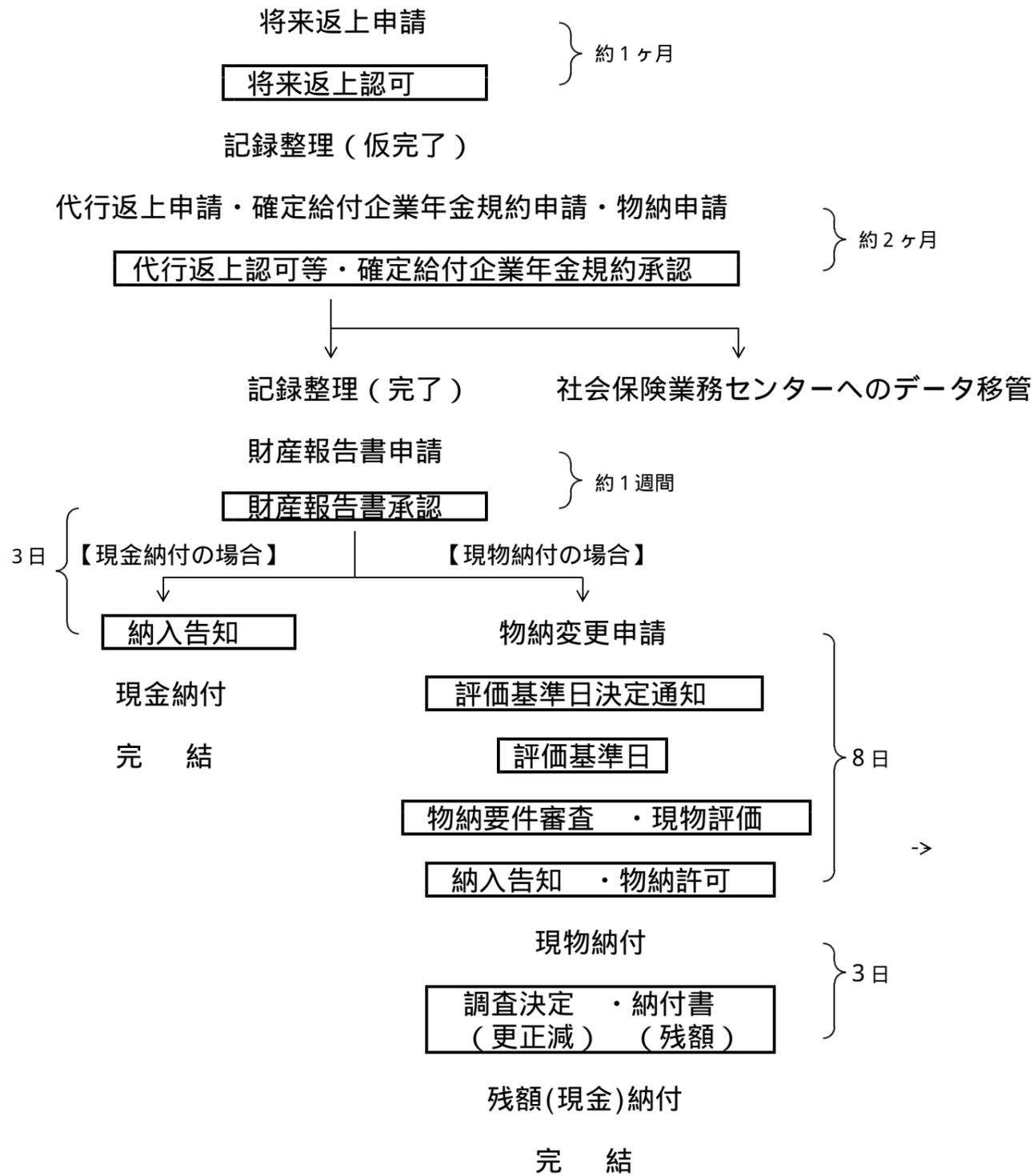
1 登録免許税非課税のために必要な手続

法第112条第3項の規定により成立した企業年金基金であって、登録免許税非課税措置を受けようとするものは、「登録免許税の取扱いについて」（平成15年1月28日年企発第0128001号）により所要の手続を行う必要があること。

2 代行返上に伴い解散又は消滅した厚生年金基金の实地監査

現在、解散した厚生年金基金については、財産目録及び清算終了申請時に实地監査を行っているところであるが、代行返上に伴い解散又は消滅した厚生年金基金においては、代行返上に伴う責任準備金の額を国が確定させること、受給者等に対する残余財産の分配がないことなどを考慮し、实地監査の必要はないものとする。

代行返上に関する標準的事務処理



(注1) 国における作業・行為

□ は国の作業・行為であり、他は各基金における作業・行為を示す。

厚生労働省企業年金国民年金基金課
 " 運用指導課
 社会保険庁経理課

(注2) 国における標準処理期間

所要日数は、国における標準的な事務処理日数であり、各基金においてこれらの作業に関連し作業すべき期間（例えば確定給付企業年金規約申請に関し国から各基金への指摘事項による各基金の作業期間等）は含まない。

(注3) 代行返上申請等

代行返上申請と物納申請は同時に行うこととされており、確定給付企業年金規約申請（規約型）もこれと同時に行うこと。

また、代行返上申請は記録整理の仮完了、財産報告書申請は記録整理が完了していることが必要。

・代行返上認可等の開始日（法施行日）は平成15年9月1日。
 ・代行返上申請・物納申請は平成15年7月1日より受付開始。

(注4) 社会保険業務センターへのデータ移管

代行返上認可等の後、記録整理が完了していない場合でも、代行返上認可等の日から2週間を経過した場合は、その時点における記録を社会保険業務センターに移管すること。（但し、9月認可の場合は10月10日までに移管）

(注5) 物納処理

物納を行う場合は、財産報告書承認()通知を受けた日から原則10日以内に物納変更申請を行うこと。

また、現物納付は、物納許可()から原則3営業日以内に行うこと。

(注6) 複数物納

複数基金で共同して物納をする場合は、代表基金を選出し、代行返上申請・物納申請及び物納変更申請を各基金とも同日付けで行うこと。

(注7) 納入期限

納入告知後は、原則20日以内に納付すること。

(注8) 代行返上施行日以降の将来返上の取扱い

代行返上施行日以降は、将来返上を行わずに代行返上を行うことも可能となるが、この場合もまず記録整理を仮完了させた上で代行返上申請を行うこととする。

なお、代行返上施行日以降も将来返上をまず行いその後代行返上を行うことも認めるものとする。

申請書類一覧

(規約型企業年金への移行)

様式番号	認可事項等	厚生年金基金の権利 義務の移転の認可	厚生年金基金の権利 義務の承継の承認	規約の承認(注1)
	必要な書類			
1	権利義務移転認可申請書			
2	権利義務承継承認申請書			
	財産目録及び貸借対照表			
	代議委員会の会議録			
	最低責任準備金の額及び最低積立基準額並びにこれらの明細を示した書類			
	労働組合及び被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書			
	労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書			
	労使合意に至るまでの経緯			
	厚生年金基金規約			
	規約承認申請書			
	規約(案)			
	加入者となる者の数を示した書類			
	給付の設計の基礎を示した書類			
	掛金の計算の基礎を示した書類			
	資産管理運用契約に関する書類			
	労働協約等の写し			
	退職金規程、厚生年金基金規約、確定拠出年金規約その他の退職手当制度の範囲を証する書類			
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類			
	業務委託に関する書類			

(注) 1. 規約型企業年金をまだ実施していない場合にあつては、第1の2の(1)の に留意すること。
2. 法第111条第3項の規定に基づき解散の認可があつたものとみなされた厚生年金基金については、第4の2の に留意すること。

(基金型企業年金への移行)

様式番号	認可事項等	企業年金基金となる ことの認可	消滅した厚生年金基金 の財産目録等の承認	消滅した厚生年金基金 の決算報告書の承認
	必要な書類			
3	企業年金基金となることの 認可申請書			
4	財産目録等の承認申請書			
5	決算報告書の承認申請書			
	加入者となる者の数を示した 書類			
	労働組合及び被用者年金被 保険者等の過半数を代表す る者の同意書			
	労働組合の現況に関する事 業主の証明書又は被用者年 金被保険者等の過半数を代 表することの事業主の証明 書			
	労使合意に至るまでの経緯			
	給付の設計の基礎を示した 書類			
	掛金の計算の基礎を示した 書類			
	基金資産管理運用契約に関 する書類			
	厚生年金基金規約			
	業務委託に関する書類			
	財産目録及び貸借対照表			
	代議員会の会議録			
	最低責任準備金の額及び最 低積立基準額並びにこれら の明細を示した書類			
	貸借対照表及び損益計算書			

様式 1

(厚生年金基金から規約型企業年金への権利義務の移転認可申請書)

第
平成 年 月 日
号

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基 金 名
理事長名 印

厚生年金基金権利義務移転認可申請書

次に掲げる厚生年金基金の権利義務移転について、確定給付企業年金法第111条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 権利義務の移転を申し出ようとする厚生年金基金の名称
2. 権利義務を承継しようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号（当該規約型企業年金がまだ実施されていない場合は、規約番号を除く。）

記

1. 申請前1ヶ月以内現在における財産目録及び貸借対照表
2. 代議員会の会議録
3. 年金数理に関する確認書類
4. 最低責任準備金の額及び最低積立基準額並びにその明細を示した書類

(厚生年金基金から規約型企業年金への権利義務の承継承認申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 (規約番号)
住 所
事業所名称
事業主名称

印

規約型企業年金権利義務承継承認申請書

次に掲げる厚生年金基金の権利義務の承継について、確定給付企業年金法第111条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 権利義務の移転を申し出ようとする厚生年金基金の名称
2. 権利義務を承継しようとする規約型企業年金の実施事業所の事業主の名称及び規約番号(当該規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、規約番号を除く。)

記

1. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
2. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
3. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
4. 厚生年金基金規約

(厚生年金基金から基金型企業年金への移行認可申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基 金 名
理事長名 印

厚生年金基金から企業年金基金への移行認可申請書

次に掲げる厚生年金基金が企業年金基金になることについて、確定給付企業年金法第112条第1項の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

企業年金基金になろうとする厚生年金基金の名称

記

1. 企業年金基金規約(案)
2. 加入者となる者の数を示した書類
3. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
6. 基金資産運用契約に関する書類
7. 労働協約等の写し
8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類
9. 労使合意に至るまでの経緯
10. 業務委託に関する書類
11. 申請前1ヶ月以内現在における財産目録及び貸借対照表
12. 代議員会の会議録
13. 年金数理に関する確認書類
14. 最低責任準備金の額及び最低積立基準額並びにその明細を示した書類

様式 4

(消滅した厚生年金基金の財産目録等の承認申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基 金 名
理事長名 印

消滅した厚生年金基金の財産目録等の承認申請書

次に掲げる消滅した厚生年金基金の財産目録等について、確定給付企業年金法施行令第79条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

消滅した厚生年金基金の基金番号及び名称

記

- 1 . 財産目録及び貸借対照表
- 2 . 最低責任準備金の額及び最低積立基準額並びにその明細を示した書類

様式 5

(消滅した厚生年金基金の決算報告書の承認申請書)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基 金 名
理事長名 印

消滅した厚生年金基金の決算報告書の承認申請書

次に掲げる消滅した厚生年金基金の決算報告書について、確定給付企業年金法施行令第80条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

消滅した厚生年金基金の基金番号及び名称

記

- 1 . 貸借対照表
- 2 . 損益計算書

様式 6

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。厚生年金保険法第176条の2第1項（又は確定給付企業年金法第97条）の規定に基づき、この書類を作成します。

厚生年金基金の基金番号：

厚生年金基金の名称：

給付の設計の基礎を示した書類（基金型への移行の場合に限る）

掛金の計算の基礎を示した書類（基金型への移行の場合に限る）

代行返上の認可等の日における厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額及び厚生年金基金令第39条の3第2項に規定する額並びにこれらの明細を示した書類

平成 年 月 日

年金数理人番号

年金数理人氏名

（所属法人名：

）

印

（留意事項）

確認した書類の 欄にチェックを入れること。

(様式第7号)

第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住 所
基金名
理事長名 印

物 納 許 可 申 請 書

確定給付企業年金法第114条の規定に基づき、責任準備金相当額の一部の物納について、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 施行令第82条第1号に掲げる物納しようとする有価証券の種類等

種 類	銘 柄	数 量	価 額(円)
国内株式	〇〇〇外〇件	〇〇	XX,XXX,XXX,XXX
国内債券	〇〇〇外〇件	—	XX,XXX,XXX,XXX
合 計			XX,XXX,XXX,XXX

2. 施行令第82条第2号により共同物納する場合、同条に掲げる按分率

3. 施行規則第113条第2項第1号に掲げる有価証券を移換しようとする日

4. 同条第2項第2号に掲げる共同物納しようとするすべての厚生年金基金の名称及び所在地

5. 同条第2項第3号に掲げる指定金融機関の名称及び所在地

6. その他参考となるべき事項

記

- (1) 物納しようとする有価証券の種類及び銘柄別の数量を記載した書類
(別紙1)
- (2) 共同物納しようとする厚生年金基金の按分率に係る合意書の写し
(別紙2)
- (3) その他参考となるべき書類

(別紙 2)

共同物納における按分率の合意書

項番	厚生年金基金の名称	按分率(%)
1		
2		
3		
	合 計	

上記の按分率について、合意します。

厚生年金基金の名称 理事長名 印

厚生年金基金の名称 理事長名 印

厚生年金基金の名称 理事長名 印

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号
住所
基金名又は厚生年金基金名
理事長又は清算人の名称 印

物納変更申請書

平成 年 月 日付で提出した物納許可申請書の内容について変更がありましたので、下記のとおり変更申請します。

記

1. 権利義務の承継元である厚生年金基金の名称
2. 施行令第82条第1号に掲げる物納しようとする有価証券の種類等

種類	銘柄	数量	価額(円)
国内株式	外 件		XX,XXX,XXX,XXX
国内債券	外 件	-	XX,XXX,XXX,XXX
合 計			XX,XXX,XXX,XXX

2. 施行令第82条第2号により共同物納する場合、同条に掲げる按分率
3. 施行規則第113条第2項第1号に掲げる有価証券を移換しようとする日
4. 同条第2項第2号に掲げる共同物納しようとするすべての厚生年金基金の名称及び所在地
5. 同条第2項第3号に掲げる指定金融機関の名称及び所在地
6. その他参考となるべき事項
7. 添付書類
 - (1) 物納しようとする有価証券の種類及び銘柄別の数量を記載した書類 (別紙1)
 - (2) 共同物納しようとする厚生年金基金の按分率に係る合意書の写し (別紙2)
 - (3) その他参考となるべき書類

(別紙 2)

共同物納における按分率の合意書

項番	解散厚生年金基金の名称	変更前按分率(%)	変更後按分率(%)
1			
2			
3			
	合 計		

按分率について上記のとおり変更のうえ合意します。

解散厚生年金基金等の名称
理事長又は清算人名 印

解散厚生年金基金等の名称
理事長又は清算人名 印

解散厚生年金基金等の名称
理事長又は清算人名 印

(別 添)

代行返上物納におけるデータ作成要領

1 . 主旨	2
2 . 用語の定義.....	2
3 . 物納明細データ提出のスケジュール	3
4 . データ作成基準概要	5
(1) 物納明細.....	5
提出タイミングと作成基準日	5
作成概要	5
ファイルレイアウト	6
データ作成基準についての留意点.....	7
ファイル仕様	7

1. 主旨

代行返上の物納に関して、解散厚生年金基金等が提出する物納の明細データの内容及び提出スケジュール等について定義するもの。

2. 用語の定義

本資料で使用する用語については、以下の通り定義する。

用語	定義
解散厚生年金基金等	物納の許可の申請後、法第113条第1項に規定する代行返上の認可等により解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した企業年金基金のみならず、物納の許可の申請を行う厚生年金基金を総称して「解散厚生年金基金等」と定義する。

3. 物納明細データ提出のスケジュール

(1) 物納許可申請時

「物納許可申請書」及び「物納予定有価証券明細書」の提出（厚基 地厚 運指）
解散厚生年金基金等が「物納明細」をCD-RWにて提出
（厚基 地厚 運指 運基）
年金資金運用基金よりファンド番号を通知する。（運基 厚基）

(2) 事前確認

解散厚生年金基金等が「物納明細」をCD-RWにて提出（厚基 地厚 運指 運基）
遅くとも物納変更申請書提出の3週間前までに提出すること
（注1）物納許可申請時に「物納明細」をCD-RWにて提出し、年金資金運用基金においてデータ内容等確認済みであっても、銘柄等の変更あるものは、再度、年金資金運用基金においてデータ内容等確認を、極力行われたいこと。
（注2）物納許可申請時において、物納有価証券により構成されたファンドが組成されていない場合にあってはファンド組成後速やかに「物納明細」をCD-RWにて提出すること。

(3) 物納変更申請書提出時

「物納変更申請書」及び「物納予定有価証券明細書」の提出（厚基 地厚 運指）
解散厚生年金基金等が「物納明細」をCD-RWにて提出
（厚基 地厚 運指 運基 受管）
年金資金運用基金が指定する資産管理機関が「物納評価」をCD-RWにて提出
（受管 運基）
年金資金運用基金より「突合結果」を提示（運基 受管）
年金資金運用基金が指定する資産管理機関が「物納要件チェック結果」を提出
（受管 運基）
年金資金運用基金が「物納要件審査結果」を提示（運基 運指）

(4) 物納要件審査後

厚生労働省年金局運用指導課より「物納許可書」に「有価証券価格一覧表」を添付して送付すること。
（運指 厚基）

(5) 物納移換（厚基 運基 受管）

(6) 物納移換後

年金資金運用基金が指定する資産管理機関が「物納移換完了報告」を提出
（受管 運基 運指）

（注）運指：厚生労働省年金局運用指導課
 運基：年金資金運用基金
 受管：年金資金運用基金が指定する資産管理機関
 地厚：地方厚生(支)局
 厚基：解散厚生年金基金等

(物納明細データ提出スケジュールのイメージ)

		解散厚生年金基金等	地方厚生(支)局	厚生労働省年金局運用指導課	年金資金運用基金	年金資金運用基金が指定する資産管理機関
物納許可申請時	「物納許可申請書」及び「物納予定有価証券明細書」提出(厚基地厚運指)	許可申請書 有価証券明細書	→	→		
	「物納明細」提出(厚基地厚運指運基)	物納明細	→	→	→	
	ファンド番号通知(運基厚基)				ファンド連絡	
事前確認 (物納変更申請書提出の3週間前までに提出)	「物納明細」提出(厚基地厚運指運基)	物納明細	→	→	→	
物納変更申請書提出時	「物納変更申請書」及び「物納予定有価証券明細書」提出(厚基地厚運指)	変更申請書 有価証券明細書	→	→		
	「物納明細」提出(厚基地厚運指運基受管)	物納明細	→	→	→	
	「物納評価」提出(受管運基)				基金の評価と突合	物納評価
	「突合結果」の提示(運基受管)				突合結果	
	「物納要件チェック結果」提出(受管運基)				基金の審査と突合	要件チェック
	「物納要件審査結果」の提示(運基運指)				審査結果	
	物納要件審査後	「物納許可書」及び「有価証券価格一覧表」の送付(運指厚基)			物納許可 有価証券価格一覧表	
物納移換	(厚基運基受管)	現物	→	→	→	
物納移換後	「物納移換完了報告」の提出(受管運基運指)					完了報告

4 . データ作成基準概要

(1) 物納明細

提出タイミングと作成基準日

提出タイミング	作成基準日
物納許可申請時	物納許可申請時に提出する「物納予定有価証券明細書」の作成基準日と同一
事前確認	任意の基準日。但し物納許可申請時に提出する「物納明細」の作成基準日とは異なる日付とすること。
物納変更申請書提出時	物納変更申請書提出時に提出する「物納予定有価証券明細書」の作成基準日と同一

作成概要

項目	作成基準
「1.ファンドコード」	物納許可申請後、通知するファンドコードをセットする。 但し物納許可申請時に提出する物納明細では、ファンドコードが未定のため、スペースをセットすること。
「3.銘柄コード」	資産管理機関にて管理している銘柄コード()をセットする。 年金資金運用基金と契約のある資産管理機関においては、必ず従来 MT データで提出している銘柄コードと同一のコードとすること。
「4.残高基準日」	4 (1) で定義した作成基準日をセットすること。
「6.時価単価 (円貨)」 「9.時価評価額 (円貨)」	残高基準日時点で算出した「時価単価 (円貨)」、「時価評価額 (円貨)」をセットすること。 原則として「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行 (代行返上) する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」に記載の「物納有価証券の時価の算定方法の詳細」に則り評価するが、データ提出時には物納移換日が未定のため、国内株式の時価評価における時価調整等 (配当権利落の調整など) は行う必要はない。
「7.簿価残高 (円貨)」	ゼロをセットする。
「8.簿価単価 (円貨)」	ゼロをセットする。
「10.前払残高 (円貨)」	ゼロをセットする。
「11.未収収益 (円貨)」	残高基準日時点で算出した「未収収益額」をセットすること。 なお未収収益は残高基準日までの期間で算出した未収収益をセットすること。 (「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行 (代行返上) する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」に記載の「物納有価証券の時価の算定方法の詳細」にて規定されている、「評価基準日の3営業日後までの間の未収利息」という算出方法はここでは適用しない。)
「12.時価総額 (円貨)」	「時価評価額 (円貨)」 + 「前払残高 (円貨)」 + 「未収収益 (円貨)」の算出結果をセットすること。 (「前払残高 (円貨)」はゼロのため、結果として「時価評価額 (円貨)」 + 「未収収益 (円貨)」の数値と一致する。)

項目のNO、項目名は4 (1) ファイルレイアウトに対応

ファイルレイアウト

NO.	項目名	形式	書式	内 容
1	ファンドコード	C 10	文字列	別途通知するファンドコードをセットする。
2	商品区分	C 2	文字列	MT標準仕様の商品区分コードと同一とする。
3	銘柄コード	C 20	文字列	MT標準仕様の銘柄コードと同一とする。
4	残高基準日	C 8	文字列	西暦YYYYMMDD
5	数量残高	P 15	数値(小数点以下2桁)	額面・株数等の数量 単位:円
6	時価単価	P 15	数値(小数点以下7桁)	単位:円 時価評価採用時価
7	簿価残高(円貨)	P 15	数値(小数点以下0桁)	単位:円
8	簿価単価(円貨)	P 15	数値(小数点以下7桁)	単位:円
9	時価評価額(円貨)	P 15	数値(小数点以下0桁)	単位:円
10	前払残高(円貨)	P 15	数値(小数点以下0桁)	単位:円、既経過利息前払金(仮払金)残高
11	未収収益(円貨)	P 15	数値(小数点以下0桁)	単位:円、未収配当・未収利息・前受利息等 前受利息の場合マイナスをセット
12	時価総額(円貨)	P 15	数値(小数点以下0桁)	単位:円、時価総額の計算値をセット
13	銘柄名称(カナ)	C 20	文字列	半角、カナ文字にてセット
14	銘柄名称(漢字)	K 25	文字列	全角文字にてセットする。
15	新証券コード	C 12	文字列	ISINコードをセットする。
16	科目コード	C 4	文字列	MT標準仕様の科目コードと同一とする。
17	商品種類	C 4	文字列	商品区分別に定義される商品種類コード MT標準仕様の商品種類コードと同一とする。
18	業種コード	C 2	文字列	国内株式の場合、東証33業種のコードをセットする。
19	投資国	C 3	文字列	MT標準仕様の国コードと同一のコードをセットする。
20	発行単価	P 15	数値(小数点以下7桁)	発行価格をセットする。
21	利率	P 15	数値(小数点以下7桁)	国内債券の場合、利率をセットする。
22	発行日	C 8	文字列	西暦YYYYMMDD
23	償還日	C 8	文字列	西暦YYYYMMDD
24	利払月日	C 24	文字列	各カラム(2カラム毎)に対応する月が利払月に該当する場合その日付 その他の場合'0' カラム1,2 : 1月 : : : カラム23,24 : 12月
25	SEDOLコード	C 12	文字列	SEDOLコードをセットする。

各項目の設定基準については、原則として年金資金運用基金の「約定主義に基づく委託資産管理のためのデータ授受標準仕様」の規定に従う。

データ作成基準についての留意点

年金資金運用基金は、要件該当性審査のために現在具備しているシステムを用いることがある。そのため、当該システムで使用する「物納明細データ(CD-RW)」の項目の定義は「約定主義に基づく委託資産管理のためのデータ授受標準仕様」に基づいており、「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について」における用語の定義とは合致しない場合がある点に留意すること。

ファイル仕様

() 媒体

CD-RWにて提出すること。ISO9660に準拠したフォーマットとすること。
またCD-RWの格納ケース及びCD-RWそのものに
「基金番号」
「物納資産の種類(国内株式もしくは国内債券)」
「解散厚生年金基金等の名称」
「資産管理機関名称」
を明記すること。

() 提出部数

4部とする。

() ファイルの形式

カンマ区切りのテキスト形式のファイルとする。(CSVファイル)

() ファイルの単位

代行返上・物納を実施するファンド毎・作成基準日毎に1ファイルとする。

() ファイル名称

“物納明細” + 基準年月日(YYYYMMDD)_ + 基金番号(4桁) + 商品区分(2桁*).CSV

*商品区分は物納資産が国内株式の場合'01'、国内債券の場合'02'をセットする。

(例) 物納明細 20031031_XXXX01.CSV

(基準年月日、アンダーバー、基金番号、商品区分は半角)

() 特記事項

- ・1行目にデータの件数(=銘柄数)をセットすること。
- ・タイトル行及び、エンドマークは不要。
(データ読みこみの際には、カンマで区切られた項目数で形式チェックを行う。)
- ・銘柄名称(カナ)にカンマを使用しないこと。
- ・残高基準日には「作成基準日」をセットするが、その日付はファイル単位で同一の日付とし、銘柄によって異なることのないようにすること。
(時価単価の値付日ではなく、データ作成基準日を一律セットすること。)

以上